# 長崎県こどもまんなかミーティング(仮称)の開催について

## 1. 趣旨

本年4月1日に施行された「こども基本法」第11条おいて、こども施策の策定等にあたっては、対象となるこども等の意見を反映させるために必要な措置を講じるよう規定されており、これからの県の取組の参考とするため、こどもの意見を聴くもの。

#### 【参考】こども基本法第11条

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

こども施策(こども基本法第2条)とは、おとなになるまでの心身の発達の過程 を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援、就労・結婚・ 妊娠・出産・育児等の各段階に応じて行われる支援、家庭における養育環境の整 備その他のこどもの養育環境の整備のことである。

## 2. 実施概要

·日 時:令和5年8月23日(水)15時30分~16時30分

・場 所:長崎東高校

・参加者:長崎東高校生徒9名、こども政策局長、教育次長

・開催テーマ:未来のありたい長崎県等について

### 3.各部へのお願い

各部においても、こども施策の策定等にあたっては、こども等の意見を反映していただくようお願いしたい。